

令和2年11月理事会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月30日（月） 15時03分 ～ 16時09分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 三 好 昌 武 |
| 公 益 代 表 理 事 | 清 谷 哲 朗 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 鳥 海 孝 治 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 安 原 三 紀 子 |
| 同 | 伊 藤 彰 久 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 松 本 吉 郎 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 谷 本 忠 和 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 田 中 伸 一 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 助 川 正 博 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議 事
公益代表役員の選任（案）
 - 2 報告事項
 - (1) 特別審査委員会審査委員の委嘱
 - (2) 監事意見に対する取組の進捗状況
 - (3) 長野支部監事監査結果報告
 - 3 定例報告
 - (1) 令和2年9月審査分の審査状況
 - (2) 令和2年11月審査分の特別審査委員会取扱状況
 - (3) 令和2年10月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、木倉理事、遠藤理事にお願いする。

また、本日は、被保険者代表の木暮理事、福田理事が欠席である。

なお、診療担当者代表の猪口理事、松本理事については、若干遅れて出席されると確認しており、被保険者代表の伊藤理事についても、若干遅れておられるということであるが、現時点で11名の理事の出席が確認されているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

(理事長)

それでは、議題に入る。

初めに、議題1の「公益代表役員の選任（案）」についてお諮りをする。

公益代表役員の公募については、選考委員会において応募者を選考の上、理事、監事候補者を決定していただき、本日の理事会において選任いただく予定としており、過日、同委員会において書類選考、面接選考が終了し、公益代表役員の候補者が決定されたとの報告を受けている。

したがって、本理事会において、役員の選任について議決をいただくこととしたいと思うが、役員選任の審議に当たっては、厚生労働省出身者は参加できないこと、また、公益代表理事についても除くこととしていることから、保険者代表理事の2名と公益代表の私も含む公益代表理事4名は、選任の審議が終了するまでの間、退席をさせていただく。

については、その間の議事を進行していただく議長を選出する必要があり、議長については、支払基金定款第20条により「理事長がこれに当たる」とされているが、本議決には私が参加できないため、支払基金定款第5条第3項に「理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事に事故のあるときには、その職務を代理」するとされていることから、議長の代理を私からお願いすることとしてよろしいか。

(異議なし)

(理事長)

ご異議がないようなので、保険者代表理事に議長の代理をお願いしたいと思う。

それでは、事務局がご案内するので、先ほど説明させていただいた理事

は退席をお願いします。

なお、本日リモートでご参加されている保険者代表理事におかれては、一旦ご退出いただき、役員選任の審議が終わった後、事務局からご連絡をさせていただくので、再度ウェブ会議にご参加いただくようお願い申し上げます。

(公益代表理事、保険者代表理事退席)

(保険者代表理事)

ご指名を受けたので、議長を務めさせていただきます。

それでは、公益代表役員の選任についてお諮りする。

本日は、ご多用の中、役員選考委員会委員長にご出席いただいている。この後、役員選考委員会事務局長から選考の経過についてご報告した後に、役員選考委員会委員長から選考結果及び選任理由等についてご報告いただく。

(役員選考委員会事務局長)

スライド2ページをご覧ください。

今回の公募については、理事長、専務理事、医学・医術を担当する公益代表理事及び公益代表監事が本年12月から来年1月にかけて任期満了となることから、後任の役員の選任に当たり、支払基金が公的な役割を持った機関であり、公正な事業運営が求められていることを踏まえ、選考の公正性及び透明性を確保する観点から、公募を実施することとしたところである。

公募期間及び応募状況であるが、公募は支払基金のホームページなどに掲載することにより、9月10日から10月9日までの1か月間実施し、今回の4ポストに対して7名の応募があった。

スライド3ページをご覧ください。

役員選考委員会の開催状況であるが、第1回の選考委員会の開催については、人との接触を低減することにより新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、9月1日から4日にかけて持ち回り開催とし、今般の公募に係る募集要項に該当する職務内容書あるいは選考基準の決定などを行った。

第2回の選考委員会に当たっても、同様の趣旨から持ち回り開催とし、10月20日から23日にかけて書類選考を実施し、履歴書、職務経歴書、自己アピール文書、それから職務内容書に記載された能力・経験・資格について審査を行った。

その後、書類選考を通過した6名に対して、11月9日において医学・医術を担当する理事1名と監事3名の計4名の面接を実施し、理事1名の面接に際

しては、「医療保険制度に対する知識、関心」、「改革への意欲、熱意」、「事業運営に当たっての経験・能力」、「マネジメント能力・ガバナンス能力」、「医学・医術に関する能力」を評価項目とし、選考委員がこれら評価項目に係る着眼点に照らし、それぞれ「S」、「A」、「B」、「C」の4段階の総合評価を行った。

また、監事3名の面接については、「医療保険制度に対する知識、関心」、「監査業務への意欲、関心」、「監査実務に対する知見・能力」を評価項目として、選考委員がこれらの評価項目に係る着眼点に照らし、同じく「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で総合評価を行った。

また、11月16日において理事長候補とする理事1名ともう1名の理事の計2名の面接を行い、面接に際しては、「医療保険制度に対する知識、関心」、「改革への意欲、熱意」、「事業運営に当たっての経験・能力」、「マネジメント能力・ガバナンス能力」を評価項目とし、選考委員がこれら評価項目に係る着眼点に照らし、それぞれ「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で総合評価を行った。

両日とも、同日に役員選考委員会を開催し、面接評定結果を踏まえ、選考委員で合議の上、本理事会に提示する候補者を決定していただいたところである。

（保険者代表理事）

それでは、ただいまから今般の公募4ポストの選考結果及び選任理由について、順に役員選考委員会委員長から報告していただく。

（役員選考委員会委員長）

それでは、最初に、理事長候補についてご報告する。

理事長候補については、応募者が1名であった。11月16日に、この1名の面接を実施した結果、神田裕二氏を本理事会にご提示申し上げる次第である。

神田氏を理事長候補として選任する理由を説明したいと思う。

1点目として、支払基金は本年3月に策定、公表された「審査事務集約化計画工程表」に基づき、支払基金改革を着実に進めていくため、改革項目についてより具体的に取り組んでいく必要があること。

2点目として、2年後の集約に向けて、具体的には「集約後の審査結果の不合理的な差異解消の枠組みの導入」、「業務の徹底的な棚卸し」、「人事給与制度の見直し」等の改革を進めていく必要があること。

神田氏に関しては、これまでの2年間の理事長経験でこうした改革の方向性に向かって努力していることも十分評価している。

また、今回新たに支払基金にはデータヘルスに関する役割が期待されて

おり、医療保険制度、医療行政に精通している神田氏の専門的知識や豊富な経験、これまでに培った幅広い人脈は、これから新たな事業を展開していく支払基金のトップとして必要であると判断した。

以上のことから、選考委員会全員一致で、神田裕二氏を理事長候補として適任者と判断し、本理事会に提示するのでご審議のほどよろしくお願いする。

(保険者代表理事)

ただいま、選考委員会を代表して、役員選考委員会委員長から神田裕二氏が理事長候補として提示された件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

役員の選任については、支払基金定款第6条第2項により、「理事会で選任する」とされているので、この規定に基づき、神田裕二氏を理事として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしというご意見を賜ったので、神田裕二氏を理事として選任させていただく。

続いて、理事候補の選考結果及び選任理由について、役員選考委員会委員長から報告していただく。

(役員選考委員会委員長)

続いて、理事候補についてご報告する。

理事候補については、書類選考で2名の応募者があったが、そのうちの1名については、職務内容書に記載した必要書類の要件、例えば自己アピール文書の文字数不足、それからJ I S規格の履歴書でなかったことなど、要件を満たさなかったことによって、この1名の者は書類選考の段階で除外させていただいた。

そして、1名については面接を実施したわけであるが、役員選考委員会において厳正かつ公正に選考した結果、この1名に関しては、支払基金の理事としては適任ではないという判断をしたので、その理由について説明申し上げます。

適任ではないと判断した理由としては、支払基金というのは診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じて医療保険制度の公平性と信頼性を担保し、国民にとって大切な医療保険制度を支えることを使命とした機

関であるということがある。この1名の候補者については、医療コンサルタント会社の会長を務められており、理事就任後もその会社の役員にとどまるということであったので、今申し上げた支払基金の公平性、信頼性が担保できるのだろうかという話になった。利害関係者との誤解を招くような接触も十分に考えられ、理事として高い倫理観が求められるにもかかわらず、これに反するのではないかということで、役員選考委員会全員一致で支払基金の理事として適任ではないと判断するに至り、今回の理事候補に関しては、該当者なしという結論になった。

（保険者代表理事）

ただいま役員選考委員会委員長からご報告があったとおり、今回の公募において、公益代表理事として適任者が得られなかった件について、質疑・意見等があれば承る。

（被保険者代表理事）

役員選考委員会の判断について異論があるわけではないのだが、この後の取扱いについては、後で説明があるのか。

（役員選考委員会事務局長）

それでは、私の方から説明させていただく。

今回、適任者なしということであったので、再公募を実施するというところで考えている。今後の対応については、今回の結果を踏まえて、職務内容書について、理事の役割を明確化することや、兼業に関する中立性や公平性について職務内容書に明記するなど、そういったことを役員選考委員会で協議していただく等、準備が整い次第、公募を取り進めたいと考えている。

（被保険者代表理事）

今回問題となった兼職の部分の取扱いを明記した上で、募集をかけるということか。

（役員選考委員会委員長）

どこまで明記するかということは、まだ聞いていないが、誤解がないように、兼務の状況といったことについても、どのように表示をするのか、そこに法的な問題はないのかといったところを、顧問弁護士とも相談するように、事務方に申し上げている。

もう1点だけ申し上げると、理事というポストが今度の集約化という改革を控えて、どのような役割を求められるのか、一般の方々に分かりやすい

ような表現にすべきだと考えているので、今後、事務局とも相談したいと思う。

(被保険者代表理事)

了解した。募集の段階でそういうところが明確になっているということが、応募する側にとっても、話が違うのではないかということにならないという意味でも重要だと思う。

(保険者代表理事)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、ただいま事務局並びに役員選考委員会委員長から、準備が整い次第、再公募の手続きを取り進めるというお話をいただいたが、このように進めさせていただいてよろしいか。

(異議なし)

それでは、準備が整い次第、再公募の手続きを取り進めていくこととする。
続いて、医学・医術を担当する理事候補の選考結果及び選任理由について、役員選考委員会委員長から報告していただく。

(役員選考委員会委員長)

それでは、医学・医術を担当する理事候補についてのご説明を申し上げます。

応募者は1名であった。この1名について、過日、面接を実施した結果、山本光昭氏を本理事会にご提示申し上げる次第である。

山本氏を理事候補として選任する理由を説明したいと思う。

1点目として、長年の医療行政のキャリアに基づく知識・経験が豊富であり、これまでに培った人脈、ステークホルダー間の利害調整の経験をいかし、支払基金の医療職理事として支払基金改革を進めていく役割を十分果たし得る方であるということ。

もう1点は、これは各選考委員の意見でもあるが、謙虚かつ誠実な人柄で、信念を持った言動は、医療職理事として十分な資質・能力を有し、理事として適任であるという2点が主な選考委員の意見である。

以上のことから、役員選考委員会は山本光昭氏を、医学・医術を担当する理事候補として適任者と判断し、本理事会に提示するので、ご審議のほ

どよろしく願います。

ただ、1点だけ問題というか、皆様にご説明をしておかなければならないことがある。山本氏は、現在、東京都中央区の保健所長を務めている。この中央区の保健所長は、来年の3月31日をもって退職予定であり、理事として皆様にお認めいただいたとしても、令和3年4月1日からの就任になる。

つまり、今の医療職理事の任期は令和3年1月20日過ぎであるので、2か月余り空席となるが、この間の対応については、まず事務局からご説明させていただきたいと思う。

(役員選考委員会事務局長)

今、役員選考委員会委員長から説明があったとおり、山本光昭氏は来年の3月31日まで東京都中央区の所属ということで、退職されるまで、支払基金の定款第8条「地方公共団体の職員は、役員となることができない」に該当し、理事就任が令和3年4月1日になるということである。現理事の任期満了が令和3年1月23日なので、翌日の24日以降、3月末まで不在となるが、この間の対応として、仮に山本氏が理事として選任された場合、非常勤の嘱託として、諸会議等の対応にあたっていただくことを考えている。

(保険者代表理事)

それでは、山本光昭氏が理事候補として提示された件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、先ほど申し上げた役員選任規定に基づいて、山本光昭氏を理事として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

ただいま議決いただいたので、山本光昭氏を理事として選任することとする。

続いて、監事候補の選考結果及び選任理由について、役員選考委員会委員長から報告していただく。

(役員選考委員会委員長)

それでは、監事候補についてのご説明を申し上げます。

監事候補については、公募に対して3名の応募があった。書類選考を実施した結果、3名とも書類上は支払基金の監事としての必要な資格、経験を満

たしていたことから、過日、この3人の応募者の面接を行い、最も高い評価を受けた塔下和彦氏を監事候補として当理事会に提示する。

塔下氏以外の2名は、監査業務への意欲や監査実務に対する知見については相応の評価を得たものの、医療保険制度分野に対する知識・経験、あるいは支払基金規模の組織に対する監査業務能力といったものに不安があると私たち選考委員は判断した。

一方、塔下氏を監事候補として選任する理由については、1点目は医療保険制度をよく理解しており、監査、内部統制面での知識及び経験も十分であり、支払基金での監査実務の対応力を具備していること。

2点目は、これまでの経験から、幅広い視点に立った深い洞察力、課題の捉え方の深さを感じられ、また、誠実に説明するなど、監事としての資質、能力は十分であること。

以上のことから、選考委員会は、監事として塔下和彦氏が最適任者であると判断したので、ご審議のほどよろしくお願いする。

(保険者代表理事)

ただいま、塔下和彦氏が監事候補として提示された件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、役員選任規定に基づいて、塔下和彦氏を監事として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

ただいま議決いただいたので、塔下和彦氏を監事として選任することとする。

役員の選任については、支払基金法第11条第1項で「厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」とされているので、本日の理事会で議決していただいた3名の方々について、直ちに厚生労働大臣に認可申請することとする。

これをもって、公益代表役員の選任についての議決を終了する。

役員選考委員会委員長におかれては、ご多用の中、選考委員会の審議、並びに本日の理事会へのご出席について、誠に感謝申し上げます。

それでは、役員選考委員会委員長にはここでご退席いただく。

(役員選考委員会委員長退席)

(保険者代表理事)

それでは、ここで退席されている公益代表理事、保険者代表理事に理事会にお戻りいただくこととするので、しばらくお待ち願いたい。

(公益代表理事、保険者代表理事入室)

(保険者代表理事)

それでは、皆様お戻りになられたので、選考結果についてご報告する。

理事長候補については神田理事長、医学・医術を担当する理事候補については山本光昭氏、監事候補については塔下和彦氏が、役員選考委員会委員長から提示され、議決された。

また、もう1名の理事候補については、適任者なしということであったので、準備が整い次第、再公募の процедуру取り進めることになった。

以上が選考結果である。

それでは、この後の議事進行は、理事長にお願いします。

(理事長)

それでは、議事を進めたいと思う。

まず、報告事項(1)「特別審査委員会審査委員の委嘱」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「特別審査委員会審査委員の委嘱」について、改選の任期及び委嘱の状況を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

特別審査委員のいろいろな専門分野というのは、治療のトレンドという言い方は少し軽いかもしれないが、医療の技術や薬剤の開発は1、2年の単位では変わらないと思う。こういった専門分野の構成が変わるということは過去にあったのか。

(事務局)

診療科別の平均受付件数を調査して、配分を行っているという状況である。

(被保険者代表理事)

了解した。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、報告事項(2)「監事意見に対する取組の進捗状況」について、公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

監事意見については、過去に3回提出しているが、本日は、令和2年10月末時点の進捗状況を報告させていただく。

スライド7ページ、8ページであるが、平成28年3月に提出した意見書の1「情報セキュリティ態勢の強化」、3「60歳以降の再雇用制度の更なる活用に向けた改善」についてはフォローが終了しているので省略する。2の「災害対応態勢の見直し及び継続的なレベルアップ」の進捗については、既に策定している「首都直下型地震」の事業継続計画をベースに、様々な地域の災害全般に適用できるマニュアル等を策定している状況である。

年度内には完成するとの回答を得ているので、監事のフォローについては本報告をもって終了する。

次に、「障がい者雇用に対する対応態勢の整備」についての進捗であるが、雇用については、ハローワーク報告時の令和2年6月1日現在、障がい者の雇用率は2.39%と法定雇用率2.2%を上回っている。

また、「障がいの特性に応じた業務の柔軟な見直し」、「教養講座等による障がい者への理解」、「所属長や障がい者職業生活相談員による相談体制」も強化しており、雇用義務付けへの対応や態勢整備は着実に進んでいると言える。

対応態勢は既に必要なレベルに達しており、法定雇用率2.2%をカバーしているが、令和3年3月から法定雇用率が2.3%に引き上げられること、基金の組織改編に伴う大幅な配置転換等が今後予定されていることから、引き続きフォローしていく。

スライド9ページであるが、平成28年12月に提出した意見書の2「内部監査の品質の維持・向上」の進捗については、アンケートによるヒアリング項目の充実やロールプレイングによるヒアリングスキルの向上に取り組んでいる状況である。

また、1の「内部監査結果等の理事会への報告の必要性」については、

経営層及び担当審議役が出席する内部監査結果報告会で、総合評価の結果と、具体的な検知事項及びそれらに関する要改善事項が報告され、執行部門が対応を確認するという実効性のある運用が既に定着している。理事会報告と併せて、内部監査の位置づけは上がっていると言える。

内部監査態勢の充実に対する改善・取組が定着し、それらが内部監査計画に記載され、実践されていることから、本報告をもって、監事によるフォローは終えることとする。

スライド10ページ、11ページであるが、平成30年11月に提出した意見書の1「基本的な方向性及び組織体制」の進捗については、平成31年4月に「内部統制に関する基本方針」、「リスク管理委員会規程」などを制定し、内部統制の基本的な方向性と組織体制に関する方針を定め、リスク管理委員会や事故防止対策部会を立ち上げている状況である。

併せて、内部統制に関する基本方針の中で、内部統制の目的を「財務報告の適正性の確保」など4項目を定めている。

また、令和2年7月に制定した「リスク管理規程」において、支払基金のリスクを「基金の使命及び目標の達成を阻害する次に掲げる要因」と定義し、具体的には「法令等の遵守」など、六つのリスク要因に関するものと明確にしている。これらは内部統制の目的を阻害する要因とも言える。

こうした規程類や体制の整備を踏まえて、改善状況の中で組織的に統制が進んでいる取組を3点ご報告する。

1点目は、リスク管理の充実である。理事長が委員長を務める「リスク管理委員会」と「既存の情報セキュリティ委員会」が、全部門のリスク管理状況について定期的な検証・フォローを行い、緊急時の対応も担うなど、支払基金全体のリスクコントロールと管理を行っている。

2点目は、リスク管理委員会傘下の「本部事故防止対策部会」と「支部事故防止対策委員会」の運営の定着である。部会は本部の担当審議役が、委員会は支部長が長となり、事故・誤処理など主に事務手続に関するリスクの発生に対して、発生原因を分析し、再発防止策を講じることにより、将来の損失回避やリスク発生の抑制につなぐ取組であり、その運営結果は速やかにリスク管理委員会メンバーに報告される体制となっている。

3点目は、「本部統制自己評価」と「所内自己点検」の導入で、業務を最も理解している担当者が、自ら、担当業務の根拠と結果を評価・点検することにより、業務遂行に必要な根拠やプロセスの不備を事前に発見して、事故・誤処理の未然防止につなぐ取組である。

所内自己点検については、全国6地区のブロックに配置しているエリアマネージャーが、自己点検の再点検を行い、点検の実効性を高めるプロセスとして、既にスタートしている。

2点目の事故・誤処理への対応と3点目の業務の評価・点検の二つにより、

業務プロセスにおける事前の未然防止対策と事後の再発防止対策が整ったと言える。

以上のことから、基本方針に基づいた内部統制システムの構築が進み、実効性のある組織的な運用は定着しつつあるが、「人事制度刷新」、「職務権限や決裁手続」、「ＩＣＴの活用」など現在検討中の改善策があるので、組織的な対応を含め、引き続きフォローをしていく。

なお、フォローを終了した監事意見については、毎年6月の本部監事監査で取組状況を確認していく。

監事意見書に対する進捗状況の報告は以上である。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

続いて、報告事項(3)「長野支部監事監査結果報告」について、公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

長野支部監事監査結果について、ご報告を申し上げます。

去る10月23日に監事監査を行った。監事の講評としては、業務の適正かつ効率的、効果的な運営及び支払基金の事業方針が支部において的確に実施されていることを確認したほか、改善すべき点はあったが、これらも支部職員が協力して改善が期待できるものと考えている。

まず、庶務・経理関係であるが、マスターキーの台帳管理及びレターパックの払出し・在庫管理について、より適正な管理が必要であること、また、防災備品類については、定期的に棚卸しを行い、その結果の証跡を残す必要があることなど、3点の改善を指摘した。

業務・審査関係については、オンラインによる再審査の普及・拡大に向けた取組を、健保連長野連合会との定期的なミーティングを通じて、更に推進してもらいたい。また、研修会で査定事例等を参考に審査事務能力の底上げを図り、適正な審査事務に取り組んでいるが、この取組を強化し、審査実績の向上につないでももらいたいと伝えた。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(保険者代表理事)

監査の講評のところで、協力して改善が期待できるということであるが、庶務・経理関係では、マスターキーの台帳管理と、レターパックの払出し・在庫管理について、適正な管理が必要であると記載されていて、先ほどのような説明では、より適正な管理と仰った。このレターパック等は金券に代わるものということで、私も健保組合にいた時は、やはり施錠ができるロッカーに管理するとか、使う時には、その台帳に赤のレターパックプラスを何枚、青のレターパックライトを何枚と書いて、それで払出し等を行っていた。その辺りのところの具体的な指示というか、例えば物品管理台帳だとか、規程にのっとったやり方を行ってなかったという理解でよろしいか。

(公益代表監事)

例えば、レターパックの件で申し上げると、在庫の管理、払出しの管理は行われていた状況であるが、それが正確ではなかったということである。原因を追及したところ、直近の払出しの記載が漏れていたということであった。

私どもとしては、払出し、あるいはその受入れについて、その都度記載するということと、保管状況を定期的に確認するということで改善を要請してきているところである。

(保険者代表理事)

それから、大体どこの組織でも月末に締めるので、その締めた時に在庫の枚数と帳簿が合っているかどうかということ、組合で言えば常務理事が確認したりしているもので、ここの書きぶりとなれば、きちんとその諸規程にのっとって行うように指示したということの方が良いのではないか。

(公益代表監事)

承った。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、定例報告に入りたいと思う。

定例報告(1)「令和2年9月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----
令和2年9月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(2)「令和2年11月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----
令和2年11月審査分の特別審査委員会取扱状況について説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(3)「令和2年10月理事会議事録の公表」について報告する。
令和2年10月理事会議事録については、皆様方に議事内容を確認していただいた上で、議事録署名者である北原理事、安原理事にご署名をいただいているので、速やかに支払基金ホームページに掲載したいと思う。
全体を通して、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

最後に、本日、谷本監事が最後の理事会ということになることから、挨拶をさせていただきます。

(谷本監事挨拶)

(理事長)

谷本監事には1年間、大変ご指導いただき、感謝申し上げます。
それでは、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただきます。
次回、12月21日の月曜日の理事会については、開催時間を改めて連絡さ

せていただきたいと思っているので、よろしくお願い申し上げます。

令和2年11月30日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

保 険 者 代 表 理 事 木 倉 敬 之

診 療 担 当 者 代 表 理 事 遠 藤 秀 樹